

●農林省令第二十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則(昭和二十五年六月農林省令第七十三号)の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十七年四月一日

農林大臣 広川 弘禪

植物防疫法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 指定種苗の検査」を

「第三十二條―第三十五條」を

「第四章 指定種苗の検査(第三十二條―第三十五條)」を

第五章 緊急防除(第三十六條―第三十九條)

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 指定有害動植物(第四十條)

第二節 薬剤の譲与(第四十一條―第四十六條)

第三節 防除用器具の無償貸付(第四十七條―第五十八條)

第七章 都道府県の防疫(第五十九條)

第八章 国の負担金及び補助金の交付(第六十條―第六十五條)

に改める。

第二條中「法第二十三條第一項」を

「法第三十六條第一項」に改める。

第二條及び第三章中「動植物検査所」を「植物防疫所」に改める。

第二十四條第一項第二号中「五月三十一日(九州においては四月三十日)」を「四月三十日(九州においては三月三十一日)」に、第三号中「四月十五日」を「三月三十一日」に改める。

第二十六條中「合格証明書」を「合格証票」に改める。

第三十條見出し「(合格証明書の交付)」を「(合格証明書の交付)」に、第二項中「当該植物を合格としたときは、第二十四條第二項の標札に証印(第十九號様式)を押し、且つ、当該申請者に対し、合格証明書(第十九號様式)を交付しなければならない。但し、みかんについては、第二十四條第二項の標札に証印(第十九號様式)を押し、みかんについては、合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書(第十九號様式)及び合格証票(第十九號様式)を交付しなければならない。但し、みかんについては、合格証明書(第十九號様式)を交付すればよい。」に改める。

第四章の次に次の三章を加える。

第五章 緊急防除

第三十六條 法第十八條第二項の規定による農林大臣の命令は、緊急措置命令書(第二十三號様式)を交付して行う。

(協力命令書の様式)

第三十七條 法第十九條第二項の協力命令書の様式は、別記第二十四號様式とする。

(協力成績の報告)

第三十八條 法第十九條第二項の規定により協力命令書の交付を受けた者は、当該協力命令書に記載された防

除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書(第二十五號様式)を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

(費用の請求)

第三十九條 法第十九條第二項の規定により協力命令書の交付を受けた者が、同條第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力命令書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書(第二十六號様式)に費用の支出を証明する書類を添えて、これを都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 指定有害動植物

(指定有害動植物)

第四十條 法第二十二條第一項の農林大臣の指定する有害動植物又は有害植物は、次の通りとする。

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

いねいもち病菌

(貸付の決定等)

第四十三條 農林大臣は、前條の貸付申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付するかどうかを決定し、当該申請書に對し、貸付する場合にあつては貸付すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した貸付承認書(第二十八号様式)を交付し、貸付しない場合にあつてはその旨を通知する。

(引渡)

第四十四條 法第二十七條第一項の規定により貸付する防除用薬剤の引渡は、前條の貸付承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者(以下「貸受人」という)は、当該引渡後直ちに、受領書(第二十九号様式)を農林大臣に提出しなければならない。

(防除用薬剤の使用等の制限)

第四十五條 貸受人は、第四十三條の貸付承認書に記載された條件に違反して、当該防除用薬剤を使用し、貸付し、又は譲渡してはならない。

2 農林大臣は、貸受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることができる。

(報告の徴収)

第四十六條 貸受人は、貸付を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書(第三十号様式)を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

(申請)

第四十七條 法第二十七條第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、借受申請書(第三十一号様式)を都道府県知事を経由して植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付)

第四十八條 農林大臣は、前條の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用その他必要な事項を記載した貸付承認書(第三十二号様式)を交付し、貸し付けない場合にあつては其の旨を通知する。

(引渡)

第四十九條 防除用器具の引渡は、前條第二項の貸付承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者(以下「借受人」という)は、当該引渡後直ちに、借受書(第三十三号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十條 借受人は、第四十八條第二項の貸付承認書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林大臣に對し、貸付期間の延長を申請することができる。

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに都道府県知事を経由して貸付期間延長申請書(第三十四号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

(違約金の徴収)

第五十一條 植物防疫所長は、農林大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に対し貸付期間延長承認通知書(第三十五号様式)を交付する。

(借受人の義務)

第五十二條 借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又は損したときは、遅滞なく書面をもつてその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。この場合において、当該滅失又は損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係公署の発行する証明書を添えるものとする。

(返納)

第五十三條 借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又は損したときは、植物防疫所長の指示に従ひ、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は更にその補償金を納入しなければならない。

(返納)

2 前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

第五十四條 借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八條第二項の貸付承認通知書又は第五十條第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届(第三十六号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

(違約金の徴収)

第五十五條 農林大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があるとき、期日及び場所を指定してその返納を命ずることができる。

第五十六條 借受人は、第四十八條第二項の貸付承認通知書又は第五十條第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日(前條の場合にあつては、当該返納命令による指定期日)までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林大臣がやむを得ない事由がある

(違約金の徴収)

と認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

2 前項の違約金の納入については、第五十三條第二項の規定を準用する。

(費用の負担)

第五十七條 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

(報告の徴収)

第五十八條 借受人は、その借り受けた防除用器具の返納後一箇月以内に、防除実績報告書(第三十七号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

第七節 都道府県の防疫(病害虫防除所設置承認申請等)

第五十九條 都道府県は、法第三十二條第三項の規定による病害虫防除所の設置のための承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した病害虫防除所設置承認申請書を農林大臣に提出しなければならない。

一 名称、位置及び管轄区域
二 施設の概要
三 職員の種類別定数
四 その他必要な事項

(申請)

第六十條 都道府県は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した報告書を農林大臣に提出しなければならない。

(申請)

第六十一條 法第二十五條第二項の書類は、事業計画書(第三十八号様式)及び収支予算書(第三十九号様式)とする。

(貸付)

2 法第二十五條第一項の補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第四十号様式)に事業計画書及び収支予算書を添え、当該都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

(費用の負担)

3 農林大臣は、第一項の書類の外必要な書類の提出を求めることがある。

(流用の禁止)
第六十二條 都道府県又は法第二十五條第一項の補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた負担金又は補助金を相互に又は他の経費に流用してはならない。但し、農林大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(計画変更の届出義務)
第六十三條 都道府県は、第六十條の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣に届け出なければならない。

2 法第二十五條第一項の補助金の交付を申請した者は、第六十二條第二項の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(事業成績書の提出義務)

第六十四條 負担金又は補助金の交付を受けた者は、事業成績書(第三十八号様式)に収支決算書(第三十九号様式)を添えて翌年度六月三十日まで農林大臣に提出しなければならない。

(還付命令等)

第六十五條 農林大臣は、負担金又は補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、負担金又は補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

(貸付)

2 法第二十五條第一項の補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第四十号様式)に事業計画書及び収支予算書を添え、当該都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

(費用の負担)

3 農林大臣は、第一項の書類の外必要な書類の提出を求めることがある。

(流用の禁止)
第六十二條 都道府県又は法第二十五條第一項の補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた負担金又は補助金を相互に又は他の経費に流用してはならない。但し、農林大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(計画変更の届出義務)
第六十三條 都道府県は、第六十條の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣に届け出なければならない。

2 法第二十五條第一項の補助金の交付を申請した者は、第六十二條第二項の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(事業成績書の提出義務)

第六十四條 負担金又は補助金の交付を受けた者は、事業成績書(第三十八号様式)に収支決算書(第三十九号様式)を添えて翌年度六月三十日まで農林大臣に提出しなければならない。

(還付命令等)

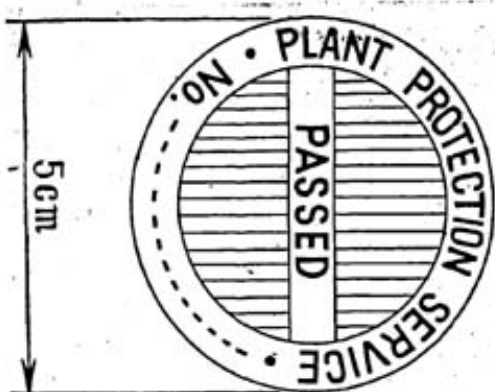
第六十五條 農林大臣は、負担金又は補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、負担金又は補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

第八号様式(イ)を次のように改める。



3.5 釐

第十四号様式註2中「栽培地検査合格証明書」と「栽培地検査合格通知書」に於ける
第十八号様式(イ)及び(ロ)を次のように改め、(イ)及び(ロ)を削る。



5cm

備考
.....の所には、植物防疫所の検査合格証印の
番号を記入すること。

JAPANESE GOVERNMENT
PLANT PROTECTION SERVICE
PHYTOSANITARY CERTIFICATE
PLANT PROTECTION STATION

No.

This is to certify
that the plants, parts of plants or plant products described below or represen-
tative samples of them were thoroughly examined on (date) by (name)
..... an authorized officer of the Plant Protection Station and
were found to the best of his knowledge to be substantially free from injurious
diseases and pests; and that the consignment is believed to conform with the
current phytosanitary regulations of the importing country both as stated in
the additional declaration hereon and otherwise.

Fumigation or disinfection treatment (if required by importing country):

Date Treatment

Duration of exposure Chemical and
concentration

Additional declaration

19

(Signature)

Inspector in charge



DESCRIPTION OF THE CONSIGNMENT

Name and address of exporter :

Name and address of consignee :

Number and description of packages :

Distinguishing marks :

Origin (if required by importing country) :

Means of Conveyance :

Point of Entry :

Quantity and name of produce :

Botanical name (if required by importing country) :

第十九号様式(イ)を次のように改め、(ロ)中「栽培(生育)地検査合格証明書」を「栽培地検査合格証明書」に改める。

栽培地検査合格証明書

第 号

下記.....は、植物防疫法第10条の規定による栽培地検査に合格したことを証明する。

生産者 住所 氏名 殿

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官

栽培地及びその番号	品 種 名	面 積	合 格 数	備 考

第二十二号様式を次のように改める。
検査合格証票

昭和 年度 作
検査合格証票
(合格証明書抄本)

品 種

栽培地

道 県

村

生産者氏名

農林省.....植物防疫所

(.....支所又は出張所)

植物防疫官



4 糎

備考の所には、植物防疫所の名称を記入すること。

第二十二号様式の次に次の十七号様式を加える。

第二十三号様式

年 月 日

農林大臣

殿

緊急措置命令書

植物防疫法第十八条第二項の規定に基づき、左記の措置を命ずる。

記

- 一 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの品名及び数量
- 二 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの所在地
- 三 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき期日又は期間
- 四 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき場所
- 五 消毒、除去、廃棄等の方法
- 六 その他必要な事項

第二十四号様式

年 月 日

農林大臣

殿

緊急防除協力命令書

植物防疫法第十九条第一項の規定に基づき、左記により防除に関する業務に協力することを命ずる。

記

- 一 対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 二 協力実施の区域及び期間
- 三 協力の内容
- 四 その他必要な事項

第二十五号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

殿

緊急防除協力成績書

昭和 年 月 日付協力命令書により命令を受けた緊急防除協力の成績を左記の通り報告します。

記

- 一 協力命令を受けた対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 二 協力実施の区域及び期間
- 三 協力実施の方法
- 四 協力実施の効果
- 五 その他必要な事項

第二十六号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

殿

農林大臣

協力費用請求書

植物防疫法第十九條第一項の規定に基き、昭和 年 月 日付協力命令書により命ぜられた緊急防除の協力に左記費用を要したので、別紙の通り費用の支出を証明する書類を添えてその支払を請求します。

記

金 円也

区	員	数	単	価	金	額	備	考

第二十七号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

⑤

農林大臣 殿

防除用薬剤譲与申請書

指定有害動植物の異状発生を防止するため、植物防疫法第二十七條第一項の規定により防除用薬剤の譲与を受けた、左記の通り申請します。

この申請により防除用薬剤の譲与を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束いたします。

記

一 譲与希望薬剤の種類及び数量

二 異常発生状況

(1) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類

(2) 異常発生原因

(3) 異常発生面積

(4) 被害の程度

(5) 今後の見込

三 農業者みずから防除を行うことが著しく困難である理由

四 防除の計画

(1) 防除の区域、実面積及び延面積

(2) 防除の時期

五 その他必要な事項

注意

- 1 防除の区域の略図を添付すること。
- 2 申請者が都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 3 申請者が都道府県であり、譲与を受けた防除用薬剤を農業者又はその団体に譲与して、その者に防除を行わせようとするときは、譲与しようとする相手方、防除用薬剤の量、譲与の方法等を五の項に明記すること。

第二十八号様式

年 月 日

防除用薬剤譲与承認書

昭和 年 月 日付防除用薬剤譲与申請に対し、左記により譲与することになったから通知する。

記

一 譲与薬剤の種類及び数量

二 引渡の期日及び場所

三 使用方法その他の指示事項

第二十九号様式(日本標準規格B4)

防除用薬剤受領書

一 薬剤の種類及び数量

二 受領年月日

三 受領場所

昭和 年 月 日付防除用薬剤譲与承認書に基き、右の通り受領しました。

譲与を受けた防除用薬剤については、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束します。

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

防疫実績報告書

昭和 年 月 日付防除用薬剤譲与承認書に基き、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を左記の通り報告します。

記

一、防除の状況

(1) 指定有害動植物の種類及び防除を行った作物の種類

(2) 防除区域及び面積

(3) 防除を行った期間

(4) 防除実施の方法

二 防除の効果

三 その他必要な事項

注意

- 1 報告者が都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 2 報告者が都道府県であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基いて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡の場所、薬剤の使用方法等必要な事項を三の項に明記すること。

農林大臣

⑤

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

防疫実績報告書

昭和 年 月 日付防除用薬剤譲与承認書に基き、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を左記の通り報告します。

記

一、防除の状況

(1) 指定有害動植物の種類及び防除を行った作物の種類

(2) 防除区域及び面積

(3) 防除を行った期間

(4) 防除実施の方法

二 防除の効果

三 その他必要な事項

注意

報告者が都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。

報告者が都道府県であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基いて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡の場所、薬剤の使用方法等必要な事項を三の項に明記すること。

第三十一号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

防除用器具借受申請書

指定有害動植物の異常発生を緊急に実施するため、植物防疫法第二十七條第一項の規定により防除用器具を借り受けた日から左記の通り申請します。

この申請により貸付許可を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

一 借受希望防除用器具の種類及び台数

二 借受希望期間

三 防除の計画

(イ) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類

(ロ) 防除の区域、実面積及び延面積

(ハ) 申請者の使用可能な防除に必要な器具の種類及び台数

四 その他必要な事項

1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。

2 防除の区域の略図を添付すること。

3 この申請書は、三部提出すること。

第三十二号様式

年 月 日

植物防疫所長

防除用器具貸付承認通知書

昭和 年 月 日付防除用器具借受申請に対し、左記により貸付する旨の決定があつたから通知する。

記

一 防除用器具の種類及び台数

二 貸付の期間

三 貸付の期日及び場所

四 返納の期日及び場所

五 その他の指示事項

第三十三号様式(日本標準規格B4)

年 月 日 書

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

種類 附属品 数量 農林省管理番号 借受終了期日 備考

昭和 年 月 日付貸付承認通知書に基き、昭和 年 月 日右の通り受領しました。借受期間中は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

第三十四号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

防除用器具貸付期間延長申請書

昭和 年 月 日付貸付承認通知書により借り受けた防除用器具は、左記により期間の延長を願いたく申請します。

記

一 貸付終了期日

二 貸付延長期間

三 貸付期間延長の理由

第三十五号様式

年 月 日

植物防疫所長

防除用器具貸付期間延長承認通知書

昭和 年 月 日付防除用器具貸付期間延長申請に対し、左記により期間を延長する旨の決定があつたから通知する。

記

一 貸付延長期間

二 返納の期日及び場所

三 その他必要な事項

第三十六号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

二、防除に必要な薬剤

計	種 類	員 數	購 入 單 價	金 額	備 考
		台	円	円	

5 二の表中「備考」に薬剤購入単価の算出基礎を記入すること。

6 事業成績書は、事業計画書の様式に準じて実績を記入すること。

第三十九号様式(日本標準規格B4)

収支予算書(収支決算書)

収入の部

種 別	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
国庫補助金	(決算額) 円	(本年度予算額) 円	円	
県(都道府)費				
(又は同補助金)				
自己負担金				
計				

支出の部

種 別	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
薬剤購入費	(決算額) 円	(本年度予算額) 円	円	
防除用器具購入費				
計				

第四十号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

殿

印

農林大臣

昭和

年

月

日

年度指定有害動植物防除農薬及び防除用器具に関する国の補助金交付申請書

昭和

年

月

日

都道府県告示第

号に基き、指定有害動植物の防除を別紙事業計画

書の通り実施したいので、植物防疫法第二十五條第二項の規定に基き、国の補助金の交付を受け

たく、左記の通り申請します。

記

一 金額

注 意

この申請書は四部提出すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四條第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

2 病菌害虫防除用機具貸付規則(昭和二十五年六月農林省令第七十二号)第十七條中「動植物檢疫所長」を「植物防疫所長」に改める。

昭和二十七年四月一日（官報号外第三十五号）公布農林省令第二十号（植物防疫法施行規則の一部を改正する省令）中二頁三段「行」規則（昭和二十五年六月農林省令第七十三号）の一部は「規則の一部」の、同九行「規則の一部」は、規則（昭和二十五年六月農林省令第七十三号）の一部」の、同四段二六行「対し、合格証明書」は「対し合格証明書」の、同段終りから一五行「次の三意」は「次の四意」の、四頁下段第三号

様式中の改正中「改める」は「PLANT-MAL AND PLANT QUARANTINE STATION」を「PLANT PROTECTION STATION」に改める。の、六頁上段第二十二号様式の欄外「審判吟茶照通」は「第二十二号吟茶照通」の、同下段一行「十七号様式」は「十八号様式」のいずれも誤り。
農林省官報報告主任